

富山県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

令和2年4月1日
富山県教育委員会

第1 趣旨

子どもの教育を司る教員の使命は、児童生徒に向き合い、子どもの持つ力を伸ばし、子どもの可能性を広げることにある。また昨今、教育には、子どもたちが変化の激しいこれからの社会において、自立した個人として、心豊かにたくましく生き抜いていく力を培うことが求められている。そのため、教員には教科等に関する専門的な知識のほか、広く豊かな教養や社会の変化に適応するための資質能力が求められており、教員は絶えず研究と修養に努める責務を負う。

しかしながら、社会の変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化、多様化し、教員の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっている。教員の多忙化により、児童生徒と向き合う時間、研究修養により資質能力を高める時間が不足し、教員がその使命と職責を十分に全うできなくなる状況が生じている。

富山県立学校の教育職員については、正規の勤務時間（富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第6条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）外に行われる同条例第6条第2項に掲げる業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務については、時間外勤務（同条例第6条第1項に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。）を命じないものとされている。

現在、本県では、子どもたちを最前線で支える教員が、場合によっては「子どものためであれば長時間勤務も良しとする」働き方により、質の高い教育を維持している。そのような働き方が、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、今後も子どもたちがより充実した教育を受けるためには、教員の業務を行う時間を管理するとともに、業務の精選、効率化を図り、教員が子どもと向き合う時間、研究修養のための時間を確保し、教員が心身ともに健康で、教員の使命、職責を十分に遂行できる環境を整備することが不可欠である。

このような状況を踏まえ、国は公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）の一部を改正し、給特法第7条第1項の規定に基づき、文部科学大臣は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下「指針」という。）を定めた。

富山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、この指針の定めるところにより、「富山県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」（以下「方針」という。）を策定し、県立学校の教育職員が疲労や過度な心的負担を蓄積して健康を損なうことなく、自らの専門性を高め、児童生徒に対してより充実した教育を実践することができるよう、教育職員の勤務時間の上限と県教育委員会が講ずべき措置等を定めるものである。

第2 対象の範囲

- (1) 方針に掲げる措置は、富山県立学校に勤務する教育職員全てを対象とするものとする。なお、それ以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意するものとする。

第3 業務を行う時間の上限

(1) 本指針における「勤務時間」の考え方

教育職員は、社会の変化に伴い児童生徒等がますます多様化する中で、語彙、知識、概念がそれぞれ異なる一人一人の児童生徒等の発達の段階に応じて、指導の内容を理解させ、考えさせ、表現させるために、言語や指導方法をその場面ごとに選択しながら、適切なコミュニケーションをとつて授業の実施をはじめとした教育活動に当たることが期待されている。このような教育職員の専門性や職務の特徴を踏まえ、また、教育職員が超勤4項目以外の業務を行う時間が長時間化している実態も踏まえると、正規の勤務時間外にこうした業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握することが必要である。

このため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、県教育委員会が管理すべき対象とする。

具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるアの時間を加え、イ及びウの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、イについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として県教育委員会が外形的に把握する時間

イ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

ウ 休憩時間

(2) 上限時間の原則

県教育委員会は、県立学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

ア 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。） 45時間

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、第3(2)の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、以下に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

ア 1箇月時間外在校等時間 100 時間未満

イ 1年間時間外在校等時間 720 時間

ウ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45 時間を超える月数 6 月

エ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1 箇月当たりの平均時間 80 時間

第4 県教育委員会が講ずべき措置

県教育委員会は以下の措置を講ずべきものとする。

(1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、校長は、教育職員が在校している時間について、富山県出退勤管理システムの記録等により客観的に計測すること。また、校外や土日、祝日などにおいて職務に従事している時間についても、出張伺や部活動従事簿等を踏まえて、できる限り客観的な方法により日々把握すること。また、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと。

(2) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守すること。

(3) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意すること。

ア 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。

イ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。

ウ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。

エ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。

オ 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。

カ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。

(4) 方針を踏まえた各県立学校における取組の実施状況を把握すること。また、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施すること。特に、教育職員の在校等時間が方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、各県立学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこと。

- (5) 方針の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に
対して広く方針の周知を図ること。

第5 留意事項

(1) 上限時間について

校長等の学校の管理職及び教育職員並びに県教育委員会等の関係者は、指針及び方針が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならず、また、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定したものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであることに十分に留意しなければならない。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。

(2) 虚偽の記録等について

教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあつてはならない。

(3) 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。